

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第九号

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一本庁の項中「参事 教育次長心得 課長」を「事務局長」に、同表出先その他の機関の項中「幼稚園」を「こども園」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。